

○松山衛生 e c o センターし尿処理手数料条例施行規則

制 定 昭和 44 年 4 月 1 日規則第 2 号

改 正 平成 17 年 9 月 1 日規則第 1 号

平成 31 年 3 月 22 日規則第 2 号

令和 2 年 3 月 25 日規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、松山衛生 e c o センターし尿処理手数料条例（以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(手数料の算定)

第 2 条 手数料は、トラックスケールを用いて計量した値に基づき算定するものとする。

ただし、機器故障等によってトラックスケールを用いて計量することが困難なときは、搬入車両の最大積載量を計量した値とみなすものとする。

2 前項ただし書の規定により手数料を算定するときは、し尿投入伝票（様式第 1 号）を提出するものとする。

3 手数料は、当該月分をまとめて末日に算定するものとする。

(手数料の徴収方法)

第 3 条 手数料は、納入通知書により徴収する。

(手数料の納期)

第 4 条 手数料の納期は、算定日の翌月の 25 日とする。

(手数料の減免手続)

第 5 条 条例第 4 条の規定に基づき手数料の減免を受けようとする者は、減免申請書（様式第 2 号）を提出しなければならない。

付 則

この規則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年 9 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 31 年 3 月 22 日規則第 1 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月 25 日規則第 1 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

し尿投入伝票（控）		し尿投入伝票	
投入日時	年 月 日	投入日時	年 月 日
	時 分		時 分
車両番号	号車	車両番号	号車
最大積載量	k g	最大積載量	k g
種類		種類	
	1. し尿		1. し尿
	2. 単独		2. 単独・浄化槽汚泥
	3. 合併		3. 合併・浄化槽汚泥
地区		地区	
		事業者名	運転者名

様式第 2 号

減 免 申 請 書

年 月 日

(宛先) 松山衛生事務組合長

申請者住所

氏 名

㊟

松山衛生 e c o センターし尿処理手数料条例施行規則第 5 条の規定により、
し尿処理手数料を減免されたく申請します。

1. 申請の積載量

車 両 番 号	最 大 積 載 量	台 数	摘 要

2. 期間 年 月 日から 年 月 日まで

3. 減免を受けようとする理由